

口座振替登録キャンペーン実施中

収納課収納係 ☎0824-73-1511

県内全市町を対象に国民健康保険税の「口座振替登録」を促進するキャンペーンを実施しています。次の条件に該当する人の中から抽選で賞品が当たります。ぜひこの機会に、便利で安心な「口座振替」をご利用ください。

【キャンペーン期間】 令和7年1月31日(金)まで

【対象者(条件)】 ①～③の全てを満たす世帯主が対象

- ① キャンペーン期間中に新たに口座振替登録を行っている。
- ② 令和7年1月31日時点で国民健康保険の被保険者の資格がある。
- ③ 納期が到来している保険税について未納がない。

【賞品】

● 広島県産品(3千円相当) 県内全体で千人

※ 当選者の発表は賞品の発送をもって代えます。

(令和7年2月下旬以降順次発送予定)

【口座振替の手続き】

「市税等口座振替依頼書」を金融機関窓口提出してください。手続きには、通帳と届け出印が必要です。口座振替依頼書は、市内各金融機関、収納課(または各支所地域振興室)にあります。



償却資産(固定資産税)って何?

税務課資産税係 ☎0824-73-1144

償却資産とは、土地・家屋以外の事業用資産のことを指します。確定申告や市県民税申告を行うときに減価償却費の計算を行う資産は、個人・法人を問わず、固定資産税の申告の対象となります。別途申告が必要ですので、ご注意ください。

ただし、軽自動車税種別割の対象となる、最高速度が時速35km未満の農耕用トラクター、コンバイン、田植機などの小型特殊自動車は、償却資産(固定資産税)の対象ではありません。

償却資産の申告

償却資産の所有者は、毎年1月1日現在の状況を市町村へ申告しなければなりません。

令和7年度分の申告受付期間 **令和7年1月6日(月)～31日(金)**

申告書様式や申告の手引きを12月中旬に市ホームページに掲載します。また、これまでに申告をしたことがある人には、12月下旬に申告書や申告の手引きを発送します。

なお、償却資産の課税標準額(取得額に基づき、経過年数に応じた価値の減少を考慮した額)の総合計が150万円未満であれば課税されません。

主な償却資産

<各業種共通>

受変電設備、コピー機、パーテーション、看板、中央監視装置(監視カメラ)、駐車場舗装など

<小売業・飲食業>

陳列棚、冷蔵庫、厨房設備、テレビ、レジスター、自動販売機など

<農業>

畜舎(家屋の課税対象でないもの)、乾燥機、ビニールハウス、農薬散布用ドローン、温室管理装置などの農業用機械設備など

<太陽光発電>

太陽光パネル、パワーコンディショナー、電力量計、ネットフェンスなど
※10kw未満の太陽光発電設備(住宅用)を除く